



# 事業所の皆さんへお知らせ！



## 防火対象物使用開始・変更届出書を提出しましょう！

新しくお店や事務所などを始める場合は、お店などの使用を開始する日の7日前までに防火対象物使用開始・変更届出書を所轄の消防署長に届出が必要です。

また、下記の例のように建物の用途を変更する場合なども届出が必要です。

例1：事務所を飲食店にする場合

例2：テナントの用途の入れ替え

## 用途変更などにより消防法違反になっていませんか？

用途変更や増改築などにより、下記の例のように新たに高額な消防用設備等の設置が必要になったり、防火管理者の選任などが必要になることがあります。

例1：屋内階段が1つの建物の地下又は3階以上の階に事務所であったものが飲食店に用途を変更したため、面積に関係なく自動火災報知設備が必要になった。

例2：2階建ての事務所であったものが飲食店に用途を変更し、延べ面積が300㎡以上のため、自動火災報知設備が必要になり、収容人員も30人以上になったため、防火管理者の選任が必要になった。

例3：鉄骨造（その他構造）の工場を増築したため、延べ面積が700㎡以上になり屋内消火栓設備が必要になった。

## 消防署に事前に相談してください。

用途変更、増改築、店舗等の修繕、模様替え、間仕切り変更などの行為が行われる場合、消防法違反になる場合がありますので、建物住所を管轄する消防署へ事前に相談してください。

なお、相談されずに用途変更や増改築などを行い使用しており、消防署の立入検査でそのことが発覚し、消防法違反である際は、平成30年4月1日から始まる公表制度により建物名称、所在地、違反内容を消防本部ホームページ等への掲載、また、使用停止命令や告発といった行政処分の対象となる場合があります。

お問い合わせや事前相談は、お気軽に最寄の消防署へ



奈良県広域消防組合消防本部

0744-26-0119（代表） 0744-26-0117（予防部直通）

天理消防署 0743-62-3322

磯城消防署 0744-33-2461

山添消防署 0743-85-0304

桜井消防署 0744-42-4119

五條消防署 0747-22-3310

大和郡山消防署 0743-59-1191

西和消防署 0745-73-1001

宇陀消防署 0745-82-3199

葛城消防署 0745-69-7171

吉野消防署 0746-32-1011

高田消防署 0745-25-0119

橿原消防署 0744-23-1155

御所消防署 0745-62-0119

高市消防署 0744-52-4499

大淀消防署 0747-52-1199

下市消防署 0747-52-2299

香芝消防署 0745-76-4119

広陵消防署 0745-55-4123

野迫川分署 0747-37-2119